

「東京大学法科大学院で学ぶのに相応な者」とは、法曹としての潜在能力、すなわち法知識は勿論のこと、他者と差別化できる「法学以外の専門知識や経験」や「国際性」等の教養を有する者を指すと考えます。

その中で私は特に「専門知識や経験」「国際性」につき、他者と差別化できる実力を有しています。英語及びタイ語での意思疎通能力は海外赴任年数や TOEIC スコアから、専門知識については経歴や経営学系統の最難関資格として中小企業診断士や1級FP技能士を保有することを証拠として挙げられます。これらの知識を生かし、監査役として更なる実効的な法令順守体制を整備する。そして会社や関係者を守り、紛争を未然ないし終局的に解決すべく、法曹を志望しています。

しかしなぜ ②今、企業を辞めてまで ③東京大学 ①法科大学院 へ進学する必要があるのでしょうか。①私は法科大学院とは予備試験とは異なり司法試験合格・受験資格取得だけを目的とするのではなく、高度な専門知識・教養を修得すべく進学するものと考えています。そして司法試験合格とは専門知識を有することを立証する手段であり、正確な知識を修得した結果として副次的に得られる産物と考えています。

専門知識を得る過程で、法科大学院では年齢や境遇が異なる方、多様な価値観に触れることが可能です。また、学者の先生方との最先端の法教育に基づく議論・交流は、進学しなければ二度と経験できないことと考えます。すなわち専門知識修得過程で「縁」や価値観に触れることは何事にも代えがたく、同時にそれは社会人生活では形成できない「究極の武器」を得ることとなります。

②武器の見合いとなる、他者への刺激となる私の実務経験やアジア法知識も、時代や制度が変われば単なる遺物となります。自らの正確な知識・経験に基づき、学生として議論や学問意識を向上させる機会は、最先端の実務知識やその経験の経過日数の浅い「今」しかないと考えています。そして③専門知識を修得する傍ら、海外へ留学せずに更なる国際的知見を広げることができる機会が整うのは、数多ある法科大学院の中で唯一貴校のみです。

「企業人では得られない武器を得、法専門分野の国際感覚をも身に着ける」、そのために今、東京大学法科大学院への進学を志望します。

以上

コメントの追加 [U1]: 合格者の厚い希望により、自らが貴学に相応しいことを前提に挙げ志望動機を主張する形式を採用した。まずどのような人材を東大が欲するかを検討。東大は「期待する学生像」においてペーパーのスコアだけでなく、幅広い知見を有し、国際性のある者を求める。それはローについても同じ(教育理念)。これに基づき、志望動機も関連させるためにこの文章を入れた。

コメントの追加 [U2]: 東大が要請する法曹像③で掲げることに関連させる疎明資料を記載(国際性等)。学生であれば TOEIC や留学経験、留学生であれば両国で教育を受けたことにより得た知見や、日本の問題点および気づいたことを書く。ゼミであればそこで得た専門知識や研究テーマを記載すればよい。

コメントの追加 [U3]: 企業法務志望。なお東大ローからは中小問わず企業法務分野を目指す人が大半である

コメントの追加 [U4]: ステメン連載での講義内容等を具体化した説明

コメントの追加 [U5]: 社会人の場合、いつでも入学可能という疑問を持たれる。今年でなければならぬ理由を記載

コメントの追加 [U6]: 国際法の必修や、外国人を招聘するサマースクールが整備されているのは東京大学のみ